

松山市野外活動センター食堂管理運営業務委託  
事業者募集要領

1 件 名 松山市野外活動センター食堂管理運営業務委託

2 概要及び目的

公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団では、松山市野外活動センターが学校の集団宿泊活動や企業の研修等に対応できる宿泊施設として機能を発揮するために必要な食堂管理運営について、当センター宿泊者の特性と立地条件を踏まえ、メニュー、価格、サービス等でより満足度が高く魅力のある運営を行うため、食堂管理運営業務を委託するものである。

3 業務内容 仕様書（資料1）のとおり

4 履行期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

5 履行場所 松山市菅沢町乙280番地 松山市野外活動センター内

6 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

7 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 松山市内に本店、支店、営業所若しくは店舗がある法人・個人であること。
- (2) 営業するために必要な許可等（食品衛生法の営業許可、食品衛生責任者の配置、食肉販売業の許可）を得られること。
- (3) 過去3年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業処分を受けた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

## 8 募集要領等の配付

- (1) 配付期間 令和6年11月24日(日)から令和6年12月27日(金)まで
- (2) 配付場所 松山市菅沢町乙280番地 松山市野外活動センター内 管理事務所
- (3) 配付方法 配付場所で直接受け取る。又は公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団ホームページよりダウンロードすること。

【ホームページアドレス】 <https://www.cul-spo.or.jp>

※配付時間は休所日の月曜日を除く午前8時30分から午後5時00分まで

## 9 評価基準 評価基準書(資料2)のとおり

## 10 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき、委員長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき、提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者全てに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも審査を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

## 11 選考委員会の構成

選考委員会は当財団職員3名と松山市職員2名の5名で構成する。なお、外部の有識者を置き意見を求めることができる。

## 12 スケジュール(予定)

No.	項目	予定日程
1	募集要領等の公表	令和6年11月24日(日)
2	食堂見学会	令和6年12月2日(月)、12月9日(月)
3	募集要領等に関する質問の受付	令和6年11月26日(火) ～令和6年12月11日(水)
4	募集要領等に関する質問の回答・公表	令和6年12月15日(日)
5	提出書類の受付締切り	令和6年12月27日(金)
6	応募業者数等の公表	令和7年1月7日(火)
7	プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和7年1月中旬(予定)
8	選考結果の通知(選考結果の公表)	令和7年1月下旬(予定)
9	契約締結(契約締結の公表)	令和7年2月上旬(予定)

### 13 食堂見学会

(1)日時 (Ⅰ)日程：令和6年12月2日(月)午後1時30分集合

(Ⅱ)日程：令和6年12月9日(月)午後1時30分集合

(2)集合場所 松山市野外活動センター 管理棟2階 食堂(松山市菅沢町乙280番地)

#### (3)留意事項

①見学会参加希望事業者は、下記の期日までに事業者名、参加者氏名及び参加人数を電子メールで送信すること。

受付期間 (Ⅰ)日程：令和6年11月29日(金)午後5時00分まで

(Ⅱ)日程：令和6年12月6日(金)午後5時00分まで

【メールアドレス】 [yagai@cul-spo.or.jp](mailto:yagai@cul-spo.or.jp)

②電子メールのタイトルは「食堂見学会への参加(会社名)」とすること。

③電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話連絡をすること。

(電話の受付は、休所日の月曜日を除く午前8時30分から午後5時00分まで)

④見学会参加者は、見学会当日に名刺を提出すること。

### 14 募集要領等に関する質問の受付・回答・公表

#### (1)受付期間

令和6年11月26日(火)午前8時30分から令和6年12月11日(水)午後5時00分まで

#### (2)受付方法

①質問書(様式1)に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールで提出すること。電話、来所、FAX、口頭等での質問は受け付けないものとする。

【メールアドレス】 [yagai@cul-spo.or.jp](mailto:yagai@cul-spo.or.jp)

②電子メールのタイトルは、「プロポーザル質問書【松山市野外活動センター食堂管理運営業務委託】(会社名)」とすること。

③電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話連絡をすること。

(電話の受付は、休所日の月曜日を除く午前8時30分から午後5時00分まで)

④質問は、募集要領や仕様書の内容、参加表明書、提案書等の記載方法、手続きなどに関するものに限って受け付けるものとする。

#### (3)回答及び公表

質問者に令和6年12月15日(日)までに電子メールで回答するとともに、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団ホームページで公表する。

【ホームページアドレス】 <https://www.cul-spo.or.jp>

### 15 書類の提出

(1)提出期限 令和6年12月27日(金)午後5時00分(必着)

(2)提出書類 「16 提出書類1~11」の書類を提出すること

(3)提出部数 6部(正本1部・副本5部)

(4)提出場所 松山市菅沢町乙280番地 松山市野外活動センター内 管理事務所

(5) 提出方法 持参又は郵送（信書の郵送に適する方法）

①持参の場合は、休所日の月曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。

②郵送で提出する場合は、封筒の表面に「企画提案書在中」と朱書きし、書留郵便等の配達記録が残るように送付すること。

## 16 提出書類

次の書類を提出すること。

No.	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式 2）	●印鑑は、実印を押印すること。 （法務局が証明する代表者の印鑑）
2	印鑑登録証明書（原本）	●参加表明書を提出するために押印した実印の証明書 （発行後 3 ヶ月を超えないもの）
3	【法人の場合】 履歴事項全部証明書（原本） 【個人の場合】 住民票（原本）	●発行後 3 ヶ月を超えないもの
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	●次の証明書を添付すること。（原本） （発行後 3 ヶ月を超えないもの） ア 松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所がある場合等） 松山市（納税課）が発行する完納証明書 イ 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京 23 区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 ※松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にする事。 ※新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前に松山市野外活動センターに相談すること。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明） 【法人の場合】その 3 の 3 （法人税、消費税及び地方消費税） 【個人の場合】その 3 の 2 （申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税）	●申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後 3 カ月を超えないもの） ※新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前に松山市野外活動センターに相談すること。

6	会社概要（様式3）	
7	業務執行体制（様式4）	
8	<p>財務諸表類</p> <p><b>【法人の場合】</b>  損益計算書及び貸借対照表等の写し  ※税込方式か税抜方式かを確認できるもの（決算書表紙又は注記表等）の写し</p> <p><b>【個人の場合】</b>  所得税確定申告書及び収支計算書等計算書類の写し  ※青色申告書の場合は、貸借対照表（資産負債調）の写しを含む</p>	<p>●法人の場合は直前2年度分、個人の場合は直前2年分を添付してください。</p>
9	経営状況等調査表（様式5）	
10	食品衛生法に基づく営業許可証の写し	<p>●松山市保健所長発行の許可証の写しを添付すること。  ※店舗が複数ある場合は、現に有効な1店舗で可とする。</p>
11	企画提案書（様式6）	<p>●表紙には『「松山市野外活動センター食堂管理運営業務委託」企画提案書』と記載し、余白に会社名等を記入すること。</p> <p>●評価基準書の評価事項に沿って企画提案書を作成すること。</p> <p>●A4サイズを原則とする。（A3も可とするが、折りたたんで綴じること）</p> <p>●枚数は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、ページ番号を付すこと。</p>
*	申請書類チェックリスト	<p>●提出書類をチェックのうえ、提出書類の先頭に添付し、書類は番号順に並べて不足等がないように提出すること。</p>

## 17 プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

(1)実施日時 令和7年1月中旬（予定）

※詳細な日時は別途通知する。

(2)実施場所 別途通知する。

(3)実施時間 1者につき 35分程度 プレゼンテーション 20分程度（予定）  
ヒアリング 15分程度（予定）

#### (4) 出席者

- ①1 者につき 5 名までとする。
- ②業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。

#### (5) 留意事項

- ①プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案及び追加資料の配付は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、パソコン・プロジェクター等の準備物は事務局と相談すること。
- ②参加者が 1 者の場合、プレゼンテーションを行わず、書類審査とすることがある。

### 18 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 評価基準の最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

### 19 無効事項

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効とする。

### 20 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (3) 採用された企画提案書等の著作権は、当財団に帰属する。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団情報公開規程に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては、必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 特定結果の公表の際は、候補者以外の業者名と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加者数が 2 者のみの場合は、この限りでない。

(9)本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

21 事務局

〒790-2648

松山市菅沢町乙 280 番地

松山市野外活動センター 担当：片上

TEL：089-977-2400

FAX：089-977-2662

メールアドレス：[yagai@cul-spo.or.jp](mailto:yagai@cul-spo.or.jp)